

大和市告示第43号

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援の充実及び幼児教育の振興を図るため、本市に住所を有する児童が在籍する私立幼稚園が行う長時間預かり保育等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号に規定する私立の幼稚園をいう。
- (2) 長時間預かり保育 私立幼稚園が、通常の教育時間の前後及び当該私立幼稚園の就業規則等で定める休業日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで並びに市長が特に認める日を除く。以下「休業日」という。）に当該私立幼稚園に在籍する児童のうち希望者を対象に行う教育活動をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当する私立幼稚園とする。

- (1) 本市に住所を有する児童（保護者のいずれもが大和市保育の実施に関する条例（昭和62年大和市条例第10号。以下「条例」という。）第2条の規定に該当する者に限る。）が在籍すること。
- (2) 補助金の交付の決定を受けてから5年以内に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）又は同条第1項の規定による認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）への移行に向けて長時間預かり保育及び満3歳に満たない乳幼児（以下「3歳未満児」という。）の保育の両方又はそのいずれか（以下「長時間預かり保育等」という。）を実施する施設であること。

- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第33条第2項の規定に準じ、長時間預かり保育等を利用する児童の年齢及び人数に応じて、当該児童の処遇を行う担当職員を2人以上配置することができること（3歳未満児の処遇を行う職員は保育士、満3歳以上の幼児の処遇を行う職員は幼稚園教諭又は保育士に限る。）。
- (4) 施設設備について、補助金の交付の決定を受けてから5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、設備運営基準及び認定こども園の基準を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）に定める基準（以下「必要基準」という。）を満たす見込みがあること。
- (5) 休業日に長時間預かり保育等を実施すること。
- (6) 1日の開園時間は通常の教育時間を含め、連続する11時間以上とすること。

（対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、私立幼稚園が実施する長時間預かり保育等に要する経費とし、補助金の額は、当該経費の範囲内で、別表第1に掲げる対象児童の区分に応じ、それぞれ同表に定める額（以下「基準補助金額」という。）に当該年度に当該私立幼稚園の長時間預かり保育等を利用する本市に住所を有する児童の数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中に入園し、又は退園した児童に係る補助金の額は、月の途中に入園した児童にあつては当該児童が入園した日から当該日の属する月の末日までの開園日数（開園日数が26日以上ときは、これを25日とする。以下この項において同じ。）に、退園した児童にあつては当該児童が退園した日の属する月の初日から当該日の前日までの開園日数に、基準補助金額を乗じて得た額を25で除して得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する書類に年間補助金算出内訳書、在籍児童名簿、職員の状況報告書及び認定こども園移行計画書を添えて市長に提出しなければならない。

（月次報告）

第6条 補助金交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、各月の末日における長時間預かり保育等の実施状況をその月の翌月10日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定を受けた月の翌月以降は、第2号の書類については、当該月に入園し、又は退園した児童に係るものに、第3号及び第4号の書類については、当該月に入園し

た児童に係るものに限るものとする。

- (1) 在籍児童状況報告書
  - (2) 在籍児童名簿
  - (3) 児童票
  - (4) 就労証明書その他の条例第2条に規定する場合に該当することを証する書類
  - (5) 職員の状況報告書
  - (6) 月別補助金算出内訳書
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (事業計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、規則第8条第1項に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、当該補助金の交付の決定を受けてから5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要基準を満たさないこととなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出の内容を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え付け、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象児童	補助金額（1人当たりの月額）
0歳児	107,000円
1歳及び2歳児	57,000円
3歳児	11,000円
4歳以上児	9,000円

備考

- 1 対象児童の区分は、当該年度の初日の前日における満年齢（年度中に入園した児童についても同様とする。）で決定し、当該年度内は同一区分の児童とみなす。
- 2 当該年度内に3歳に達する2歳児が神奈川県私立学校経常費補助金交付要綱（昭和47年4月1日施行）による補助の対象となっているときは、当該児童1人当たりの月額は46,000円とする。

## 別表第2（第11条関係）

様式番号	様式名称	関係条文
第1号様式	年間補助金算出内訳書	第5条、第7条及び第8条
第2号様式	在籍児童名簿	第5条及び第6条
第3号様式	職員の状況報告書	第5条及び第6条
第4号様式	認定こども園移行計画書	第5条
第5号様式	在籍児童状況報告書	第6条
第6号様式	児童票	第6条
第7号様式	就労証明書	第6条
第8号様式	月別補助金算出内訳書	第6条